「マレーシアはイスラーム国家なのか?」

――マハティール発言をめぐるキリスト教指導者の反応――

綱島(三宅) 郁子

0. はじめに

定期的に航空便で送られてくるマレーシア・カトリック教会および主流派プロテスタント組織のマレーシア教会協議会発行の冊子には1、ここ数ヶ月、マハティール首相による2001年9月29日の「マレーシアはイスラーム国家である」発言に対する、キリスト教指導者層の各議論や公式発表が含まれている。この見解表明は、今後のマレーシア社会の行く末を見極める上で決して無視してよいものではないだろうと判断したため、専門外分野ではあるが、現段階の状況をまとめて、ここに小文を投稿することにした。

マハティール首相の発言前後の社会状況について、筆者は当時マレーシアに滞在していなかった上、ブルナマ通信を通して発言の概略を知っただけなので²、確定的なことは何も言えない。*JAMS*会報 No.22 は「イスラーム国家」発言

に関する議論を一部紹介しているが、特に pp.26-27 では、各華人政党の代表的反応と華 語紙『星洲日報』『南洋商報』の論調が概略的に 説明されていた。華語使用集団の世論形成を目 的とするジャーナリズムの立場がどのようなもの かが垣間見える。

それでは、主流派キリスト教会はいかなる立場をとっているのだろうか。諸教派に共通する大切な公的メッセージは、代表指導者によって英語で声明が発表されると同時に、各言語に翻訳してそれぞれの教会に伝えられるのが通例なので、英語以外の言語使用者だから無関係だ、ということは事実上想像しがたい3。とはいえ、本件について、教会指導者層と一般信徒達の認識にどの程度の一致が見られるのか、現時点では不明である。いずれにせよ、本稿では、エスニック・グループと使用言語の相違を超えて、キリスト教指導者層が対外的に表明した公的見解のみに着目する。

1 月刊誌の "Catholic Asian News"(以下 CAN)と季刊誌の"Berita CCM (Council of Churches of Malaysia)"を指す。前者は、2002年3月号から、ネット上でも部分的に冊子内容を掲載するようになった(ホームページアドレス: www.catholicasiannews.com)。筆者は、編集者のO.C.Lim 神父より、この冊子は政府から発行認可を受けていて、引用は自由との連絡をいただいた(2002年4月5日付私信)。一方後者は、表紙に"For Internal Circulation"と付されているので、直接引用は差し控える。

1. 背景

² ブルナマ通信 2001 年 10 月 6 日から 11 月 24 日 まで計 17 件のウエブサイト記事を指す。

³ 例えば首都圏の各カトリック教会では、国語、英語、 タミル語、マンダリン(一部広東語)のミサが行われ、 各言語で同内容の週報が毎週配布されている。また、 メソディスト教会を例にとれば、英語、華語(各地域方 言も含む)、タミル語、イバン語(一部国語)部門があり、 使用言語ごとに教会堂あるいは礼拝時間が分かれて いる。

ブルナマ通信発の各記事を眺めている限りでは、次のような図式が読み取れた。

まず、2001年9月11日米国同時多発テロ事件発生後、イスラーム圏の動向に対する国際社会の注目が際立ってきた。その中で、マレーシア国家としてイスラームをどのように実現していくかという定義をめぐり、それ以前から続いていた与党UMNOと野党PASの間で議論がますます高潮した。その結果が、9月29日の首相発言に結びついた模様である。これを受けて翌月には、Datuk Seri Abdullah Ahamad Badawi 副首相が、非ムスリムの過敏な反応を抑えるために、①現状においてマレーシアは既にイスラーム国家である、②連邦憲法の改正予定はない、③この宣言以降も国内の非ムスリムが享受している信教の自由は影響を受けない、と繰り返し強調することになった。

しかし2001年12月/2002年1月合併号 CAN (pp.36·37)と2002年3月号 CAN (pp.10·11) によれば、この発言後、情報省特別事情部局がDato' Wan Zahidi Wan Teh 氏を著者とするマレー(シア)語の小冊子『マレーシアはイスラーム国家である』("Malaysia adalah Sebuah Negara Islam")を発行したのである。内容は、現行の政体が植民地支配権力の遺産であるとし、イスラーム国家についての4種類の定義とイスラーム政府の12の義務を説明しているが、要するに「イスラーム国家とは、ムスリムのムスリムによるムスリムのための国家である」という主張のようである。この冊子は2001年12月4日、経緯不明のまま政府の手により国会で回収されたという。

さらに注目すべきは、これら一連の動向に先

立つ形で、2001 年 8 月号 CAN の論説ページ (p.2) にカトリック教会の公式見解が打ち出され ていることである。『一国家に多宗教』のタイトル で、「(マレーシアでは)宗教多元主義が認めら れるべきである。すべての宗教は、さまざまなレ ベルで真理を反映している」「そのために、いか なる特定の宗教も国家宗教(the state religion) になるべきではない。本国は、政教分離国家(a secular state)で在り続けなければならない」「マ レーシアの公的宗教(the official religion)が、 徐々に事実上の国家宗教になることは許容され てはならない」と述べられている。すなわち、カトリ ック教会は、仮に9月11日事件が発生しなかっ たとしても、1980年代から次第に強化されつつ ある国家統合に向けた政府主導のイスラーム化 政策と、それにまつわる野党 PAS などの活動を 懸念し、多宗教社会と信教の自由をできる限り保 持し、イスラームによる国家一元化への傾斜を阻 止しようとしているのである。この基本姿勢は、首 相発言の有無を問わず、従来より一貫している。

上記の背景を踏まえた上で、以下に、キリスト 教の各代表組織の反応と見解を概観する。

2. マレーシアキリスト教連合(CFM)4の立脚点 国内にある 5000 のキリスト教会を代表する CFM の組織条文には、国王と国への忠誠、憲

⁴ Christian Federation of Malaysia. 1985年2月6日にクアラルンプールで結成され、1986年1月14日に登録された。カトリック教会、マレーシア教会協議会、国民福音クリスチャン交友会(NECF: National Evangelical Christian Fellowship)の上部統合組織で、マレーシアのキリスト教グループの9割が加入している。

法の支持、国家原理(Rukunegara)の賛同が高らかに謳われている。その根拠として、聖書の第一テモテ 2 章 1-2 節を引用し、「権威にある人々とすべての政治家のために絶えず祈ること」が明記されている点は、充分考察の余地がある。

CFM はこの論争に関して、連邦憲法第3条と 共に、1957年マラヤ連邦憲法案に関する白書 (No.41) 中の「イスラームが連邦の憲法であると いうことは、政教分離国家としての連邦の位置づ けに影響を与えない」という文言を引用した上で 「連邦は政教分離を基礎とする」とした。また、現 行のイスラーム化政策が進行した場合の予想さ れる状況として「自由で民主的なマレーシアにお ける非ムスリムに対する非寛容」「ファンダメンタリ ズムや過激派に対して発言することへの穏健ム スリムの抱いている恐れ」「ムスリム対非ムスリムと いう社会の分極化への予期不安」を指摘した。 続いて①政策誤釈と極端なイスラーム偏向を調 査する機関の創設、②宗教上の諸権利の乱用を 調査する議会委員会の結成、③マイノリティ宗教 を保護する宗教自由法の導入、④人権委員会と 並ぶ宗教調和委員会の設置、⑤非ムスリム保護 の任を負う内閣大臣の指名、を公に提案した5。

なお、CFMの傘下にあるCCMの具体的な見解は不明だが、季刊誌では下述の MCCBCHS のプレス声明やカトリック新聞などを引用しているのみなので、この件に関する基本姿勢に大きな相違はないだろうと思われる。

3. カトリック教会の反応

この論議に関してカトリック教会が懸念したのは、CFMと重複するが、ムスリムと非ムスリムの分極化進行であり、マレー・ムスリム向けの政治的日和見主義を批判した。さらに、1958年5月1日の英国会議事録から、トゥンク・アブドゥル・ラーマン第一代首相が公言したとされる「この国は、一般に理解されているようにイスラーム国家ではないことを明確にしたい。我々は、イスラームは国家の公的宗教だと単に規定しているだけである」6を引用し、マハティール首相を含むマレー人政治家に喚起を促した。また、2001年12月/2002年1月合併号 CAN(p.38)でも、「マレーシアは、本質において世俗的であり、象徴としてイスラーム的である」という法曹界審議会の応答を紹介した。

4. 非イスラーム諸宗教組織 (MCCBCHS) 7の公 式発表

MCCBCHSとは、1983年8月6日に結成された仏教、キリスト教、ヒンドゥ教、シク教の協議評議会(四大宗教咨詢理事会)を指す。2年毎に会長が交替するが、2001年7月5日の第19回年総会以来、現会長は Most Rev. Anthony Soter Fernandez, D.D. カトリック・クアラルンプール大司教である。

国内人口の 42%を占める非ムスリム代表組織の MCCBCHS は、2001 年 10 月 3 日に早速、役職委員会による緊急会議を招集し、1957 年 8

⁵ 2002年3月号 *CAN*(pp.14-15)。

^{6 2002}年3月号 CAN(p.2, pp.12-13)。

⁷ Malaysian Consultative Council of Buddhism,

月31日憲法で定められた、全マレーシア人が有する信教の自由の権利を再確認した。その後、会長は「マレーシアは立憲国家である」と公的に強調し、プレス報道で「(マレーシアがイスラーム国家かどうかの)議論は、正当な理由がなく非係争問題である」と明快に断言した。その根拠として、1956~57年のReid委員会と1962年のCobbold委員会の決議を再度引用し8、「マレーシアは憲法上、政教分離国家であるのに、(宗教絡みの国内騒動が発生した)1988年よりも状況は悪化している」と言明したのである。

2002 年 1 月 31 日には、「信教の自由および 宗教や信仰に基づく非寛容や差別の排除に関 する宣言」9を改めて公式発表した。序文の要旨

Christianity, Hinduism and Sikhism.

- 8 'the position of Islam being the religion of the Federation shall not imply that Malaya and Malaysia is not a secular state."
- ⁹ "A Declaration on Freedom of Religion or Belief & Elimination of Intolerance and of Discrimination Based on Religion or Belief' (The Malaysian Consultative Council of Buddhism, Christianity, Hinduism and Sikhism, January 2002). これは2002年3月7日、筆者宛 に届いた 2002 年 3 月号 CANに添付してあったもの である。B5 版 6 ページの小冊子で、全文英語である。 序文に引き続き、前文と6つの条項で構成され、末尾 に代表者署名が記されている。まず、「本宣言に示さ れた権利と自由が、連邦および州レベルの法律かつ 全行政政策において、原則と実践の面で全ての人に 適用されることを、政府に対し正式に要求する」という 文言の下に、会長のAnthony Soter Fernandezカト リック大司教と幹事 R. Thiagaraja 氏の署名がある。 その直下に、1998年6月(ママ)(注: 2002年1-3月 号 Berita CCMと2002 年 3 月号 CAN(p.3)では 1988年6月22日公表とある)に発表された当宣言オ リジナル版の再確認としての署名が、仏教代表

略訳は次のとおりである。

- ・連邦憲法の下、自由で独立した国家として 45年を経過したこの2002年に、全てのコミュニティにとっての正義と公平な社会建設のよすがとして、本宣言を再確認する。
- ・自由で世俗的な国家としての立憲史が、しば しば看過されがちであるが、マレーシアは複 合多元的性格を有する社会であり、民族的 尊大や宗教的独断論に基づく極端なイデ オロギー的勢力は、これを脅威にさらすもの である。
- ・政治宗教は、微妙な国民国家の社会構造を 揺るがす恐れがあるので、その危険性を強 調するにし過ぎることはない。
- ・本宣言は、グローバル共同体に共通する人 道上の生得権を反映した、国連憲章の基本 原則に基づくものである。

前文および 6 つの条項から、重要なポイントの みを略述する。①信教や思想の自由は人権であ り、その選択、表明および変更も人権に含まれる、 ②その人権を無視し侵害すると、直接間接に、 マレーシア社会の複合多元的、多宗教的、多文 化的、多民族的性格を妨げ、分裂と非調和をも たらす、③対話によって相互理解と相互尊重を 活発に促進することが肝要である、④本国では、 信教に関わる非寛容と差別が今なお証明されて いる、⑤イスラーム化の過程が、他の宗教共同体 の感情と権利を配慮せずに進行されている、⑥

Ven.Seck Chek Huang 氏、キリスト教代表 Rev. Wong Kim Kong 氏、ヒンドゥ教代表 A. Vaithilingam 氏、シク教代表 Sardar V. Harcharan Singh 氏の連名で記されている。

全宗教共同体を平等に扱うよう要求する。

5. まとめ

日本軍政期を除く植民地時代からマレーシア 独立後 1960 年代頃まで、マレー人以外のすべ てのエスニック・グループを包摂するキリスト教コ ミュニティは、海外からの支援によって保護され、 社会上も比較的優遇された立場にあったといえ よう。ところが、1970 年代以降、マレー人の政治 的主導権が強まり、優遇措置が逆転するに従っ て、もともと人口の上で少数派だったクリスチャン は、自らの存在基盤に不安を覚えるようになって きた。政策的に大雑把な社会構図を概観すると、 1970 年代の「マレー人: 非マレー人」、1980 年 代の「ブミプトラ:非ブミプトラ」、1990年代以降の 「ムスリム: 非ムスリム」という力点の移動が見られ、 社会経済的側面では前者に有利な援助政策が とられている。この構図の中で常に後者に位置 づけられるブミプトラ以外のクリスチャン側には、 何よりも社会的な不利益、すなわち自分達は二 級市民として扱われているという恒常的な不満が 水面下で存在する点にまず目を向ける必要があ る。

さらに、独立国家としての国民統合を政治的に操作する手段としてイスラームが用いられる際、マレー人政治家によって公に語られる言説とその内実との間に乖離がしばしば見られる現実にも留意すべきである。キリスト教側から見た具体例を幾つか挙げてみよう。例えば、欧米出身のいわゆる白人に「なぜ私は(不完全な)キリスト教から(完全な)イスラームに改宗したか」などとテレビで証しさせる事例、キリスト教組織に対してオラ

ンアスリの言語調査を政府が内密に依頼する一 方で、その宣教活動を禁じる事例、麻薬中毒リハ ビリセンターに収容されているのは大半がマレー 青年であるにも関わらず、その世話はカトリック信 者達に任せられているという事例、何校かのミッ ション系学校の校長にトゥドンをかぶったマレー 人が配置され、校内から十字架を取り外された 事例、マレーシア国民大学において、必修科目 であるイスラーム文明の講義中、キリスト教がしば しば揶揄あるいは攻撃されるためにクリスチャン 学生がひどく傷ついている事例など、平和と寛容 をモットーとするはずのイスラーム精神の具現と はかけ離れた個々の実例が残念ながら存在する という。これらは筆者が過去数年、複数のキリスト 教関係者から異口同音に何度も聞かされてきた、 イスラームの理念型と実現型の間でしばしば観 察される言動矛盾に対する苦情である。

マレーシアのキリスト教は、必ずしも西欧宣教師がもたらしたものばかりではない。マルトマ教会やシリア正教会など、インド経由の伝統色豊かな教会も確かに存続していることは見落とされがちである。また、英国植民地政府は基本的にマレー人に対してイスラームを温存する統治をとったのだが、それがキリスト教宣教師団の活動としばしば混同されることが問題をより複雑にしている。

キリスト教会がマレーシアの独立をきっかけに 外来宗教の装いから脱却しマレーシア化への試 みを模索し始めて、かなりの時が経つ。めざすべ き理念モデルは、既述のように、トゥンク・アブドゥ ル・ラーマン第一代首相時代を原点としている。 「イスラーム国家についてのあらゆる話は、単に 虚しい夢に過ぎない。何人も、真っ当な意味で、 宗教に行政基盤を持つ国家を受け入れることは ないものだ。多民族で多宗教のマレーシアのよう な国では、イスラーム国家という余地はない」と、 マレーシアの父は語った¹⁰。「古きよき時代」とし て往時を偲ぶクリスチャンは少なくない。

キリスト教コミュニティ内に華語使用集団が一定数含まれているものの、当の首相発言に対して華語紙が提示した世論操作のスタンスとキリスト教指導者層の公的声明とが明確な一線を画している原因には、このような社会的文脈が深く関与していると考えられる¹¹。

[参照文献]

Catholic Asian News, August 2001(Vol.30 No.8), November 2001(Vol.30 No.11),

December 2001/January 2002(Vol.30 No.12/Vol.31 No.1), February2002(Vol.31 No.2),

March 2002(Vol.31 No.3), Catholic Research Centre, Kuala Lumpur Berita CCM, Oct.-Dec.2001,Jan.-Mar.2002, Council of Churches of Malaysia, Petaling Jaya, Selangor

(2002年6月25日記)

(追記)

2002 年 4 月 25 日付ブルナマ通信によれば、マ ハティール首相が「政府はイスラームを公的宗教と して遵守する」と確証し直したという。一方、本稿を JAMS 編集者に送信した後に届いた 2002 年 9 月 号 CAN(p.3)には、「カトリック司教協議会によるマ レーシアの信教の自由に関する宣言についてのプ レス発表」と題する長文の声明が掲載されていたの で、編集者の許可を得てここに追加事項を略述する。 この声明は、マレーシア・カトリック司教団長 Most Rev. Anthony Soter Fernandez 大司教の 2002 年8月1日付署名で公表されたものである。先述の 声明と重複する内容と共に、1.ジョホール州プレント ンで開かれた第70回司教協議会総会には、大司 教と司教が非常なる懸念を抱いて集まった、2.その 懸念とは、①首相閣下によるマレーシアは既に模範 的なイスラーム国家であるという声明、②トレンガヌ 州立法会議で汎マレーシア・イスラーム党(PAS)が シャリーア法案(ハッド刑と同害報復刑)を可決した こと、③政界におけるイスラーム政治への傾斜、で ある、3.特にトレンガヌ州の法案可決において非ム スリムにもハッド刑が適用される可能性を示唆する 知事の発言は遺憾であり懸念を覚えるものであるこ と、が新たに加わった。

(2002年9月6日記)

Tunku Abdul Rahman Putra Al-Haj, *Political Awakening*, Pelanduk Publications, 1986, p.105.

¹¹ しかしながら同時に、マレー人政治指導者達に対して、主流派キリスト教指導者層が継続的に行なっている内部交渉努力を見逃すことはできない。聖フランシスコ・ザビエル・カトリック教会(プタリン・ジャヤ)やウェズレー・メソディスト教会(クアラルンプール)などのキリスト教施設には、かつてマレー人政治家もしばしば招かれて講演会や対話会を開催していた経緯がある。ここ 1,2 年では、マハティール首相夫妻がクリスマス祝典に出席し、キリスト教指導者達が抱えている諸問題に耳を傾けたというニュースもある。(その具体的な内容が非公開であるのは言うまでもない。)これらの試みが、キリスト教側の意向を政府に示し続ける機会として、一役買っていることもまた事実である。